資料２

【 松江市における要保護児童等の支援についての体系図 】

家庭相談課作成

啓発

・**虐待防止月間**：ポスター掲示、オレンジリボン着用、１８９リーフレット配布、街頭活動等）

・**研修会開催**：児童虐待アセスメントセミナー（幼保、学校関係、保健師等対象）、出前講座

【要保護児童等とは】
児童虐待をはじめ、不適切な養育環境により、関係機関による見守りや支援が必要であると認められる児童。特定妊婦(出産後の養育について出産前において、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)も含む。

【ハイリスク妊婦】：身体医学的な課題を有する場合や支援者不在、経済面等社会的に課題を有する妊婦

【特定妊婦】：上記の課題等により、出産後の養育について出産前において保健福祉医療で連携して支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

早期発見

＊児童虐待の防止等に関する法律
第５条：児童虐待の早期発見等

幼稚園・保育所

学校

医療機関

民生児童委員

民間団体

市関係課

子ども

家族

親戚

近隣

通告

○産婦人科：妊婦健診等から特に支援が必要な妊婦の情報
（若年、望まない妊娠、障がいのある方、経済困窮等）
○小児科：受診時に不審な傷痣、リスクのある保護者の情報
○精神科：精神不安定から養育に課題のある保護者、妊娠～出産の経過に病状悪化の危惧がある情報
○歯科：口腔内や顎顔面の外傷、歯科検診などの情報

母子保健担当
（子育て支援センター、健康推進課、支所）

連携
・妊婦及び褥婦連絡票
・統一したチェックリストの活用　等

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
○妊娠届時の面接、妊娠期の支援：ハイリスク妊婦の把握
○赤ちゃん訪問等：養育困難な保護者の把握
○4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診

松江市要保護児童対策協議会

＊児童福祉法第 25 条
要保護児童対策協議会設置の努力義務

幼稚園・保育

民生児童委員

人権擁護委員

母子保健推進員

見守り
情報共有
支援(福祉サービス導入、保護者へ声かけ等)

学校

松江市教育委員会
生徒指導推進室、エスコ、生涯学習課、青少年支援センター　等

松江市健康福祉部・子育て部
子育て支援センター、健康推進課、子育て政策課、子育て支援課、生活福祉課、障がい者福祉課、保健所、支所　等

松江市男女共同参画センター

乳児院

里親会

医療機関

児童養護施設

県女性相談センター

相談

通告

通告相談対応・支援

低

虐待リスク

高

＊児童福祉法　第 10 条：児童及び妊産婦の福祉に関する相談等

＊児童虐待の防止等に関する法律　第 6 条：児童虐待に係る通告

家庭相談課

松江市子ども家庭総合支援拠点

○子ども家庭支援全般に関わる業務
・実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整
○要支援児童及び要保護児童等への支援業務
・危機判断と対応、調査、アセスメント、支援計画策定、児童相談所の措置委託を受けて行う指導
○関係機関との連絡調整
・支援拠点が調整機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制推進

要保護児童対策調整機関

＊児童虐待の防止等に関する法律
第８条：通告又は送致を受けた場合の措置

緊急

調査

受理会議

・48 時間以内安否確認
・現場で傷痣の程度確認
・保護者面談、家庭訪問等
・状況に応じ児童相談所へ通告

要保護児童として受理

終了

・責任をもって対応すべき支援機関を選定
・支援の進行状況等を管理
・関係機関間の調整、協力要請

市町村指導

通告

送致

通告

協力依頼
援助要請

警察

児童相談所

・個別事例検討会議(随時)
・実務者会議(8 回/年)
・代表者会議(1 回/年)

児童相談所

・相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
・一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
・市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）等

連携

市関係課
人権男女共同参画課、消費・生活相談室　等

障がい者相談支援事業所

社会福祉協議会

障がい・介護サービス事業所

児童クラブ

等